

## 保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成29年3月21日  
千波湖土地改良区

- 1 本土地改良区の名称  
千波湖土地改良区
- 2 利用目的  
本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。  
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
  - (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
  - (2) 苦情処理に適切に取り組む。
- 4 共同利用に関する事項  
本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。
  - (1) 共同して利用する個人データの項目  
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
  - (2) 共同で利用する者の範囲  
茨城県、関係市町・農業委員会、茨城県土地改良事業団体連合会、茨城県農林振興公社、関係市町農地保有合理化法人及び関係農業協同組合
  - (3) 利用する者の利用目的  
国・県・団体営土地改良事業、農地中間管理事業、農地保有合理化事業、土地改良施設の維持管理及び元気な地域づくり交付金による農地情報整備支援の円滑な実施その他の地域農業の振興のため
  - (4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称  
千波湖土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長
- 5 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を求める場合の手続及び手数料
  - (1) 保有個人データの開示等を求める場合の手続  
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出してください。
  - (2) 手数料  
別表のとおり。  
ただし、これにより難しい場合は実費を徴収するものとする。
- 6 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先  
千波湖土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長